

令和2年

8月から

75歳以上のみなさんへ

65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方を含む。

保険証が新しくなります



新しい保険証は、お住まいの市役所・町役場から
7月中に郵送等により交付します。
手続きの必要はありません。

新

8月からの新しい保険証(橙色)

旧

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 2年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	長崎市栄町4番9号
氏 名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 9年 1月 1日
資格取得年月日	平成21年 1月 1日
発効期日	平成21年 1月 1日
交付年月日	令和 元年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保 険 者 番 号	3 9 4 2 0 0 0 5
保 険 者 名	長崎県後期高齢者医療広域連合



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 3年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	長崎市栄町4番9号
氏 名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 9年 1月 1日
資格取得年月日	平成21年 1月 1日
発効期日	平成21年 1月 1日
交付年月日	令和 2年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保 険 者 番 号	3 9 4 2 0 0 0 5
保 険 者 名	長崎県後期高齢者医療広域連合

●大きさは名刺サイズです。

医療機関にかかるときは 必ず保険証を窓口に提示してください。

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

8月1日から新しくなります。

認定証をお持ちで引き続き要件を満たす方 には、
新しい認定証を保険証と一緒に、お住まいの市役所又は
町役場から郵送等により交付します。
申請の必要はありません。

後期高齢者医療限度額適用認定証	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
有効期限 令和 3年 7月31日 交付年月日 令和 2年 8月 1日	有効期限 令和 3年 7月31日 交付年月日 令和 2年 8月 1日
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8	被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8
住 所 長崎市栄町4番9号	住 所 長崎市栄町4番9号
氏 名 広域 太郎	氏 名 広域 太郎
性別 男	性別 男
生年月日 昭和 9年 1月 1日	生年月日 昭和 9年 1月 1日
発効期日 令和 2年 8月 1日	発効期日 令和 2年 8月 1日
適用区分 現役I	適用区分 区分I
保 険 者 番 号 3 9 4 2 0 0 0 5	保 険 者 番 号 3 9 4 2 0 0 0 5
保 険 者 名 長崎県後期高齢者医療広域連合	保 険 者 名 長崎県後期高齢者医療広域連合

●大きさは127mm×91mmです。

お問合せは

お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当課
又は、長崎県後期高齢者医療広域連合へどうぞ

長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階

TEL 095-816-3930

FAX 095-823-2425

URL <https://www.nagasaki-kouiki.net>